

## 第14回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和6年8月22日(木)午後2時00分  
閉 会 令和6年8月22日(木)午後2時30分  
場 所 市役所おもや2階A201会議室

### 2 会議録署名委員

- 12番 戸井田 昭 次 委員      13番 吉 野 英 治 委員  
11番 市 川 耕 作 委員(会長)

### 3 出席委員

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 糟 谷 嘉 孝 委員  | 2番 千金楽 千 詠 委員  |
| 3番 住 崎 岩 衛 委員  | 4番 菊 池 伸 明 委員  |
| 5番 市 川 光 委員    |                |
| 7番 小 牧 直 子 委員  | 8番 土 屋 眞理子 委員  |
|                | 10番 高 橋 規実代 委員 |
| 11番 市 川 耕 作 委員 | 12番 戸井田 昭 次 委員 |
| 13番 吉 野 英 治 委員 | 14番 高 木 一 郎 委員 |
| 15番 澤 井 正 委員   | 16番 朝 倉 直 樹 委員 |
| 17番 石 坂 成 雄 委員 | 18番 大 室 正 行 委員 |
|                | 20番 松 村 昌 治 委員 |

### 4 欠席委員

- 6番 平 田 佳 子 委員      9番 堀 江 昭 夫 委員  
19番 榎 本 重 雄 委員

### 5 議 長

- 11番 市 川 耕 作 委員(会長)

### 6 事務局(説明員)

時田浩一局長 加藤泰幸主査 榎澤有一事務職員 原口幸代事務職

## 議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について (農地法第4条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について (農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 7 第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 第6号議題 報告 令和6年度府中都市計画生産緑地地区指定に係る申請農地について(2)
- 9 その他
  - (1) 生産緑地地区の制限解除について ……資料No.1
  - (2) 8月度活動報告について ……資料No.2
  - (3) 次回の総会開催日  
日 時 令和6年9月20日(金) 午後2時から  
場 所 市役所おもや2階A201会議室
  - (4) その他

## 午後2時00分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは。最近猛暑が厳しくて、皆さん体調はいかがでしょう。また、世の中ではスーパーにお米がないと聞きますが、地震、台風等で買い占めている人がいるのでしょうか。

皆さんお揃いですので、ただ今から、第14回府中市農業委員会総会を開会します。

本日は、6番平田委員さん、9番堀江委員さん、19番榎本委員さんより都合により欠席との連絡が入っております。

出席者の人数は定足数に達していますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「はい」の声）

ご異議がないようですので、今回は、12番、戸井田委員さん、13番、吉野委員さんをお願いいたします。

また、今回も議案の説明は省略し、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第1号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

### 第1号議題の説明文

第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は、府中市白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、白糸台〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、356平方メートル。届出書が到達した日は令和6年7月30日、転用の目的は駐車場となっています。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石坂委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項の現地の確認は石坂委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、石坂委員さん如何でしょうか。

○委員（石坂委員） はい、先日現地の確認をして参りました。案内図は2ページになりますが、住宅に囲まれた細長い土地ですが、砂利が敷かれて駐車場になると思われる状況でした。問題ありません。

○議長（市川委員） はい、他にご意見ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等ないようですので、第1項の報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は3件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

#### 第2号議題の説明文

第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲受人は練馬区石神井町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は船橋市海神〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇〇号、〇〇〇〇、白糸台〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は押立町〇の〇〇の〇〇、田、〇〇〇平方メートル。届出書が到達した日は令和6年7月19日、転用の目的は建売住宅4棟となっています。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

第2項、譲受人は武蔵野市境〇の〇の〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は矢崎町〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は南町〇の〇〇の〇、515平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和6年7月25日、転用の目的は建売住宅4棟となっています。

6ページの案内図は当該地を示しております。

第3項、譲受人は稲城市押立〇〇〇の〇、〇〇〇、〇〇〇〇、八王子市北野台〇の〇の〇〇、〇〇〇〇〇、譲渡人は西東京市東伏見〇の〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、土地の所在は南町〇の〇〇の〇、125平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和6年8月2日、転用の目的は隣接地と合せて専用住宅1棟となっています。

8ページの案内図は当該地を示しております。以上の第2項第3項の現地の確認は朝倉委員さんをお願いしています。

なお、第3項の現地は本年4月に建売住宅建築を目的に〇〇〇〇〇〇〇株式会社が所有権を取得したのですが、営業活動をしていく中で、今回の譲受人が住宅は自分で建てたいとの強い要望から、土地のみの購入となったものです。

○事務局（樅澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項の現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

第2項、第3項の現地の確認は、朝倉委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） では、第1項、糟谷委員さん如何ですか。

○委員（糟谷委員） はい、8月6日に現地の確認をしてまいりました。以前はブルーベリー等果樹が植えてありましたが、今は何もなく草が50センチぐらい茂っていました。住宅地に転用とのことなので致し方ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続いて第2項第3項朝倉委員さん如何ですか。

○委員（朝倉委員） はい、第2項の当該地は建築計画の看板もなく草が生えている状態でした。北側の太線で囲まれた部分も宅地開発されると聞いてますので、そちらと一緒に開発されると思われまます。第3項につきましては、以前に確認をした場所で再度行ってきましたが、現状何も手が付けられていない状況でした。いずれも問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。他に、ご意見等ございますか。  
（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第3項の報告を了承することにいたします。

次に、「第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明」を議題とします。証明申請件数は2件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

### 第3号議題の説明文

第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、相模原市中央区並木〇の〇〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、特例適用農地は白糸台〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、畑、590平方メートル。

第2項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、是政〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇、特例適用農地は南町〇の〇の〇、〇、〇、〇、〇の〇の合計5筆、田、1,360平方メートル。

10から12ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、

営農確約書で、13ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

14から16ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、17ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は吉野委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項の現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は吉野委員さんをお願いしています。

○議長（市川委員） はい、第1項、糟谷委員さん如何でしょうか。

○委員（糟谷委員） はい、8月6日に現地を確認してきました。トマト、ナス等がうえてありましたが、雑草がひどく、場所によっては人の背丈ほどありました。気になっていましたので、昨日再度の確認に行ったところ、3分の1ほどは除草されました。このようにしてもらえれば問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。第2項、吉野委員さん如何でしょうか。

○委員（吉野委員） はい、8月13日に現地確認に行きました。サトイモ、落花生等が栽培されていました。作物が植えてない部分はきれいに管理されていました。特に問題ありません。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。他に、ご意見等ございますか。  
（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項は証明することといたします。

次に、「第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明申請件数は3件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

#### 第4号議題の説明文

第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、相模原市南区相模大野〇の〇〇の〇〇の〇〇〇、〇〇〇〇、農業の主たる従事者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、買取り申し出生産緑地は、白糸台〇の

〇〇の〇〇、畑、192平方メートル。

第2項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、多磨町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、多磨町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業の主たる従事者、多磨町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、買取り申し出生産緑地は、多磨町〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇の合計3筆、畑、1,008平方メートル。

19ページに移りまして、第3項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、是政〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、農業の主たる従事者、同所、〇〇〇〇、買取り申し出生産緑地は、南町〇の〇の〇、〇の〇、〇の〇の合計3筆、畑と田を合せて1,301平方メートル。

20、21ページは〇〇氏から提出された証明申請書、買取り申し出生産緑地の明細書で、22ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は第3号議題、第1項と同様、糟谷委員さんをお願いしています。

23、24ページは〇〇〇〇氏他2名から提出された証明願、買取り申し出生産緑地の明細書で、25ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

26、27ページは〇〇氏から提出された証明願、買取り申し出生産緑地の明細書で、28ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は第3号議題、第2項と同様、吉野委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項の現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は吉野委員さんをお願いしています。

○議長（市川委員） はい、第1項、糟谷委員さん如何でしょうか。

○委員（糟谷委員） はい、8月6日に現地を確認してきました。ここは先ほどの第3号議題第1項と一団の農地です。こちらは買取申請をするということか草がすごいですが、致し方ないと判断します。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。つづきまして、第2項、戸井田委員さん如何ですか。

○委員（戸井田委員） はい、案内図25ページです、現地を確認したところ、事務局からご指導いただいた通り、相当雑草が酷くて、北側につきましては殆ど手を付けていないような感じでした。南側は梅の木がありましてきちんと管理されているようですが、すぐ裏側はだいぶ酷くて、まあ農地であることは間違いないので、問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございました。続きまして、第3項、吉野委員さん如何でしょうか。

○委員（吉野委員） はい、8月13日に現地確認に行つて参りました。こちらはハウスが建つておりまして中には何もまだ植わっていませんが、トラクターでよく整地してありました。問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございました。第1項から第3項について、他にご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第3項は証明することにいたします。

それでは、「第5号議題 引き続き農業経営をおこなっている旨の証明ついて」を議題とします。申請件数は3件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。今回は、第1項と第2項及び第3項の2回に分けて審議をいたします。

まず、第1項ですが、〇〇委員さんが関係人となりますので、審議の間、席を外していただくようお願いいたします。

（吉野委員退席）

それでは、事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

#### 第5号議題の説明文

第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が令和3年9月22日から令和6年7月17日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、是政〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は清水が丘〇の〇の〇、〇、是政〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇〇、是政〇の〇の〇、〇〇、〇〇、〇の〇、〇の合計11筆、畑、5、351平方メートル。

第2項、次の者が令和3年8月11日から令和6年8月5日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇、〇、〇の一部、〇の〇の〇、〇〇の〇、〇、〇、〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇から〇〇の合計16筆、田、4、794平方メートル。

30ページに移りまして、第3項、次の者が令和3年8月10日から令和6年8

月6日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、国分寺市西元町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、栄町〇の〇〇の〇、〇、〇〇の合計3筆、畑、1,681平方メートル。

31から33ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、わけねぎ他各種野菜を生産しています。

34から36ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は高木委員さんをお願いしています。

37、38ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

39、40ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

41、42ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、植木類を生産しています。

43ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は千金楽委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項の現地の確認は高木委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます

○議長（市川委員） はい、第1項、高木委員さん如何でしょうか。

○委員（高木委員） はい、当該地は34ページの案内図になります。日吉体育館の東側にはネギが栽培されておりました。35ページの上の方の圃場は道路側にビニールハウスが3棟、奥に4棟あります。奥は道路からは見えないのですが、手前はトマトが栽培されておりました。下の所もビニールハウスが4棟ありまして、ナスが栽培されておりました。36ページの方は卸売市場の東側になりますが、こちらは全部露地栽培で半分くらいが、稲を栽培されていて、あとはネギ、サトイモ、トウモロコシ等多種多様な野菜が栽培されておりました。多少空いている所もありましたが、圃場全部に野菜が栽培されていて、草とかも無くよく管理された畑だと思います。問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。他に、ご意見等ございますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項は証明することにいたします。

〇〇委員さんがお戻りになるまで、少しお待ちください。

(〇〇委員着席)

〇〇委員さん、第1項は証明することになりましたので、お伝えします。

続いて、事務局から第2項と第3項の現地確認の委員さんの報告をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第2項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は千金楽委員さんをお願いしています。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（市川委員） はい、第2項は私です。8月17日に現地を見て参りました。地図は39ページになります。上の方の当該地は稲が栽培されております。もう穂が出始めてきております。下の方はいろいろな野菜が作られておまして、サトイモがかなりと、ネギ、キュウリは終わりかけておりましたが、その他の野菜が、下の方の左右の畑にありました。40ページの方はナス、エダマメ、オクラ、がたくさんあり、一部分トラクターが掛かっているなと思っていて、その後たまたま通りかかった時に見たらシートで囲ってあって、何か種でも蒔いたのかなといった感じでした。全く問題ないと思っています。

続きまして第3項、千金楽委員さん如何でしょうか。

○委員（千金楽委員） はい、地図は43ページになります。2か所ございまして、8月15日に昼頃に行ったのですが、上の長い方にはイチジク畑になっておりました。以前はハナミズキなどの街路樹が栽培されていて、いつ見てもここはきれいです。南側の当該地には、手前からサトイモ、トウモロコシが植わっておりました。奥の方にはブルーの農業用ネットが張ってあって、前からブルーベリーが作られておりました。また、以前には何か柑橘類を収穫されているのを見かけたこともあり、全く問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。第2項、第3項について、他にご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第2項、第3項は証明することにいたします。

次に、「第6号議題、報告、令和6年度府中都市計画生産緑地地区指定に係る申請農地について（2）」を議題とします。

本件は、前回申請のあった農地が一部取下げとなり、取下げ部分を除き再申請があったものです。事務局から報告をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第6号議題、報告、令和6年度府中都市計画生産緑地地区指定に係る申請農地について（2）。

本件につきましては、令和6年度の申請農地の内、受付番号1の農地の一部が取下

げの申請があったことから、公園緑地課がそれを了承し、新たに取下げの農地を除いて、再申請を受付けたものです。

議案書の46、47ページをご覧ください。46ページは取下げの農地を除いて、再申請の農地の案内図です。47ページは取下げの農地を赤で示したものです。

当該地は7月16日の土地利用部会の委員さんで一度調査をしておりますので、それを踏まえて農地として問題ないと公園緑地課に連絡したいと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございました。今、報告がありました通り、47ページの赤い部分について取り下げるということで、7月に現地確認に行った際には道路で分かれた3か所だったんですが、その一番右側の所を取り下げるということです。ですから改めて現地を見に行かないまでも、そのまま取下げ部分を除いて了承してもよろしいと考えますが、如何でしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、本件については報告を了承いたします。

次に、9「その他」に入ります。

はじめに（1）資料ナンバー1の「生産緑地地区の制限解除について」ですが、何かございますか。買取申し出がナンバー358番と359番の2件ございました。結局、制限解除という形になります。これで4反近くの畑が減ることになります。（…）

なければ、（2）、資料ナンバー2の「8月度活動報告について」です。

7月の農業委員会総会と、7月24日に事務局が年金制度の推進研究会、7月26日は農業まつり実行委員会でこれは事務局と私もメンバーの一人として、今年は皆様もご存じのようにケヤキ並木で農業まつりが実施されます。その中で、1日目はプレ農業まつりみたいな形で簡単にやって、2日目が本番という形になるかと思えます。農業委員の皆様にはいろいろご協力いただいて、農業委員のテントも設けられるので、そこで交代で詰めてもらうことになると思えます。その節はまたよろしく申し上げます。

8月8日は事務局で農地専門職員研修会、また8月19日は東京都農業会議の臨時総会がございまして、私と時田事務局長で参加しました。トータル予算は変わりませんが、今年度の予算に一部変更がありました、また、農業委員会法第53条に基づく東京都への意見の提出ということで説明がございました。意見書の主な題目を言いますと、5件ありまして、1件目は飼料や資材が価格高騰されているということで、高騰に対する政府の援助・支援をもっと強く要望を出すということ。2件目は農地の利用活用推進と担い手への支援というような形で予算が組まれています。3件目はPF

A S有機フッ素化合物による東京都農業への影響について。一部河川や地下水からP F A Sが検出された報道が以前あったかと思うのですが、それを実際にもっと調査してデータとして報告するように要望しました。4件目は有害鳥獣です。今年も皆さんの所でタヌキやらハクビシンやら、そういった害獣でかなりやられたと思います。その対策や被害への援助をお願いしたいと。あとは、相続に基づく都市農地の減少に歯止めがかからないということで、やはり相続税の抜本的な改善を国に強く要望するというような、その5点が主な要望書の内容です。

東京都農業会議も府中市と同じく創立70周年ということで、昭和29年に発足したようです。祝賀会等がありまして、表彰等の式典もございました。

何かございますか。(…)

なければ、(3)「次回の総会開催日」ですが、今回は9月20日、金曜日、午後2時から今回と同じ、2階の会議室となりますのでご出席をお願いします。

次に、(4)のその他ですが、委員さんからありますか。

なければ、事務局から何かありますか。

○事務局(原口事務職員) はい、会長。お手元に農地保全利活用推進月間推進要領ということで、お配りさせて頂きました。こちらは例年9月の総会で農地パトロールを依頼させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、先月の総会でもお知らせいたしました、9月3日の研修会のご都合が悪い方がいらっしゃいましたら、後程お声掛けをいただくか、ご連絡を改めていただければと思います。

最後に、農業委員の方々の公務災害補償制度保険がございまして、こちらも農業新聞同様、親睦会費から保険料を支出しましたのでご了承ください。以上です。

○議長(市川委員) はい、ありがとうございました。

それでは、本日の議題は全て終了となりますので、「第14回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

午後2時30分閉会